



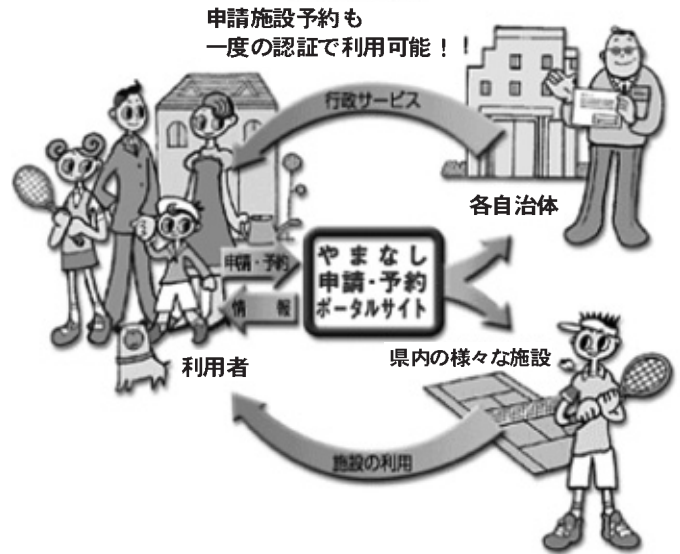
## 電子申請をご利用ください やまなし申請・予約ポータルサイト <http://www.ycma.jp>

市では今年度から山梨県全市町村と共同で電子申請業務を行っています。12月からは新たな4業務を加え、計9業務の申請がインターネットで利用可能となります。

### 電子申請に必要なもの

- ①パソコン
- ②インターネットができる環境
- ③電子メールアドレス
- ④住民基本台帳カード
- ⑤電子証明書
- ⑥ICカードリーダー
- ⑦利用者ID/パスワード

※住民基本台帳カードおよび電子証明書の取得については市民生活課においてください。有料(1,000円)にて発行します。また、利用者ID/パスワードについては、ポータルサイトから申請ください。1週間程度でパスワードを郵送します。



### 12月時点で利用いただける手続

- 印鑑登録証明書の交付申請
- 住民票の写し等の交付申請
- 所得(所得課税)証明書交付申請
- 納税証明書交付申請
- 固定資産評価(公課)証明書交付申請
- 児童手当等の認定請求
- 児童手当等の額改定認定請求・額改定届
- 国民健康保険被保険者証再交付申請
- 修学中の被保険者の特例申請

### 問合せ先

e-やまなしサポートセンター  
0570-018074  
受付時間 平日午前9時～午後6時  
(土曜・日曜・祝祭日・年末年始除く)  
E-mail: supportcenter@ycma.jp

## 風しん予防接種のお知らせ

今年は例年より多く、風しんの局地的流行がみられました。過去の流行パターンから判断すると、数年続くことが予想されます。

風しんは、免疫のない妊婦が妊娠初期にかかると白内障・心疾患・難聴などの先天性風しん症候群児が高い確率で生まれます。予防には風しんワクチンの接種しかありません。

来シーズンの風しん流行の拡大を阻止し、妊婦への感染波及を抑制するために特に、

- ①妊婦の夫、子ども及びその家族
- ②10代後半から40代の女性(妊娠希望の方または、妊娠する可能性の高い方)
- ③産褥早期の女性

上記のうち、明らかに風しんの既往、予防接種歴、抗体陽性確認のある方を除いては、予防接種を受けることが望まれます。定期予防接種期間が経過し、まだ風しん予防接種の済んでいない方は、今年度中の接種をお勧めします。定期予防接種は生後12～90カ月。その他は任意接種となります。

注意：接種時に妊娠していないこと。接種後2カ月は妊娠しないこと。

## BCG予防接種の方法が変更になります

今現在、BCG予防接種方法については、結核に感染していないことを確認するため、ツベルクリン検査を実施していますが、小児の結核罹患率が著しく減少した昨今では、乳幼児にツベルクリン反応検査を実施してもほとんど全員が陰性になり、ツベルクリン反応検査の必要性が薄れてきました。

そこで、結核予防法の改正により、平成17年4月1日からツベルクリン反応検査を実施しないで、直接BCG予防接種を行うことになりました。

また、今回の法律の改正で定期的BCG予防接種時期を今まで4歳に達するまでとしていたものが、乳幼児の結核性髄膜炎や粟粒結核などの重症結核を防ぐため、生後6カ月までとなります。

つきましては、まだBCG予防接種を受けられていない子どもさんは、法改正施行日前の平成17年3月31日までに必ず受けられるようお知らせいたします。また、期日までに受けられない場合は、任意接種となりますのでご注意ください。